平成２２年（フ）第１７７０号
福岡市南区長住２丁目23番32―201号
債務者　本田　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３０号
福岡市早良区重留１丁目３番34号
債務者　高須　朝子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１１号
福岡県古賀市中央５丁目21番18号
債務者　山田　慎一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１２号
福岡県古賀市中央５丁目21番18号
債務者　山田　京子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０５号
福岡市早良区飯倉４丁目33番54号
債務者　藤田　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７８５号
福岡市東区舞松原３丁目29番37号
債務者　黒木　毅司
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７８号
福岡市中央区六本松３丁目９番10―1005号
債務者　中村　　亮
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８８号
福岡市博多区西春町４丁目１番10―101号
債務者　藤井　正範
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６２号
福岡市東区三苫５丁目５番23―302号
債務者　市山　一弘
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７２号
福岡市西区下山門団地８番401号
債務者　田鍋　賢幸
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９８号
福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原934番地３
債務者　石川　弘和
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００８号
福岡市博多区千代４丁目11番29―1302号
債務者　占部　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１６号
福岡市早良区梅林６丁目23番20号
債務者　若宮　　武
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５３号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目４番７号
債務者　竪山勇一郎（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６５号
福岡市早良区原３丁目８番60号
債務者　澤田　雅次
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1163番地７
債務者　眞崎　千明
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1693番地24
債務者　福崎　雅宣
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
鹿児島県薩摩川内市田崎町1071番地マークハイツ405号
債務者　平木場　翔
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
鹿児島県薩摩川内市中郷町2496番地３
債務者　有馬ミワ子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係